

住宅用火災警報器を買うときの注意点は？

住宅用火災警報器は消防用設備業者や販売店(ホームセンター、電気店など)などで販売されております。

価格はメーカーや品質により異なりますが、既存の住宅にいちばん手軽な電池式のタイプであれば、電池寿命が10年のもので3,000円前後、(実売価格)です。詳しくは販売店等でご確認下さい。

また、住宅用火災警報器等の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があり、この検査に合格した鑑定マーク(NSマーク)が付いている製品を購入の目安としてください。



**住宅用火災警報器等に関するご質問は、
次の『住宅用火災警報器相談室』へお気軽にご相談下さい。**

《フリーダイヤル》0120-565-911

受付時間:月曜から金曜までの午前9時から午後5時(土、日及び祝祭日は除く)

住宅用火災警報器の奏功事例

住宅用火災警報器を設置していたことで早期発見、早期避難できた事例

- 女性が1階寝室で就寝していたところ、「ピーピーピー」という音で目を覚まし、居間へ向かうと火がすぐ近くまできていたため、付近の窓より屋外へ避難し、隣人宅に119番通報を求めた。
- 女性がガスコンロで天ぷらを調理中に電話が鳴り、そのまま火を付けていることを忘れてしまった。しばらくして住宅用火災警報器の警報音に気づき、急いでガスコンロの火を止めたため火災には至らなかった。
- 男性が電気ストーブを付けたまま就寝したところ、布団が電気ストーブに接触して出火し、住宅用火災警報器が鳴動した。警報音に気づいた男性が布団をベランダに出し119番通報した。

ほんの一例ですが、住宅用火災警報器を設置することで、火災を早期発見早期避難することができ、被害を最小限に食い止めることにもつながります。

北竜消防からのお願い

住宅用火災警報器を設置された方は、条例の規定により届出用紙『住宅用火災警報器等設置届出書』に記入し、北竜消防までFAXまたは直接提出をお願いします。

～記載内容に関するお問合せは～

深川地区消防組合深川消防署北竜支署
TEL 0164-34-2200 FAX 0164-34-4009

北竜消防のホームページでも取扱店、設置方法、関係法令等を掲載しております。
アドレスは <http://www.town.hokuryu.hokkaido.jp/shobo/> です。

あなたの家にも

消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要です。

住宅用火災警報器 を設置しましょう。

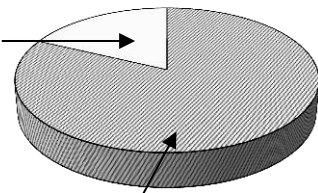
なぜ住宅用火災警報器の設置が必要なのか？

こわい住宅火災！ 毎年多くの方が亡くなっています。

「住宅火災による死者数」は、建物火災による**死者数の約8割**に及びます。

建物火災による死者数1,114人

住宅以外の建物火災による死者数
200人(18.0%)



住宅火災による死者数
914人(82.0%)

「住宅火災による死者」の**約5割が逃げ遅れ**によるものです。

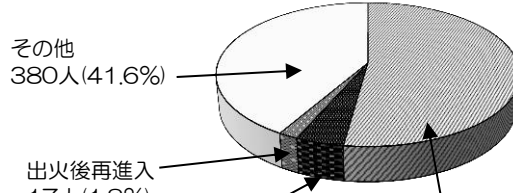
住宅火災による死者数914人

その他
380人(41.6%)

出火後再進入
17人(1.8%)

着衣着火
40人(4.4%)

逃げおくれ
477人(52.2%)



平成27年中の火災データ(消防庁) ※放火自殺者による死者数を除く

住宅火災から大切な命を守るためには、火災を早期発見し早期避難することが不可欠です。

就寝中に発生した火災からいち早く気づき、逃げ遅れによる焼死者を防ぐことを目的とし、平成18年6月1日よりすべての住宅に設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器は寝室や階段の天井などに設置し、火災が発生すると煙や熱を自動的に感知して音や音声などの警報音で知らせてくれるものです。

設置しなければならないのはどんな住宅？

全ての戸建住宅や共同住宅が対象です。

- ※ 自動火災報知設備等やスプリンクラー設備が設置されている場合は、住宅用火災警報器等の設置が免除される場合があります。
- ※ 北竜町内の公営住宅については、北竜町が設置しておりますので、入居者が設置する必要はありません。

住宅用火災警報器等とはなに？

火災が発生したとき、煙や熱を感知して警報音や音声で知らせてくれる警報器・設備です。

『住宅用火災警報器』



感知部、警報部が一体となった単体タイプの警報器
※ 既存住宅におすすめの簡単取り付けタイプです。

『住宅用自動火災報知設備』



感知器、受信機、中継器などから構成されるシステムタイプの警報設備

住宅用火災警報器にはどんな種類があるの？

『煙式』と『熱式』があります

煙式(寝室・階段用)

煙を感知する警報器です。実際の火災は熱よりも煙のほうが早く広がります。寝室や階段に設置します。



熱式(台所用)

熱を感知する警報器です。台所など火災以外の煙が発生しやすい場所への設置に適しています。



『電池を使うタイプ』と『家庭用電源を使うタイプ』があります

電池を使うタイプ

電池切れ警報(音またはランプ)が出たら電池を交換します。停電時でも安心。電源を気にせず取り付けられます。

家庭用電源(100V)を使うタイプ

コンセントがあれば、比較的簡単に設置できます。

『単体型』と『連動型』があります

単体型

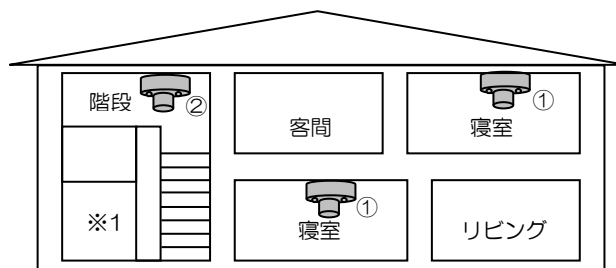
火災を検知した警報器だけが警報音を出します。

連動型

火災を検知した警報器だけでなく、接続されているすべての警報器が警報音を発します。

住宅用火災警報器はどこに設置するの？

- ① 全ての寝室の天井又は壁面に設置します。(煙式火災警報器)
普通の就寝に使われる部屋に設置します。子供部屋や老人の部屋なども普段就寝に使われている部屋は対象となります。



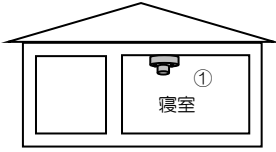
- ② 寝室がある階の階段(踊り場の天井又は壁面)に設置します。(煙式火災警報器)
※1 ただし、1階の階段には不要です。

- ③ 3階建ての場合で次の条件によって階段(踊り場の天井又は壁面)に設置します。(煙式火災警報器)
- ・ 3階のみ又は1、3階に寝室がある場合は、1階と3階の階段に設置します。
 - ・ 1階のみに寝室がある場合は、3階の階段にも設置します。

- ④ 住宅用火災警報器を設置する必要がなかった階(上記①～③のいずれにも該当しない階)で、面積が7㎡(4畳半)以上の部屋が5以上ある階には、廊下(廊下がない場合は階段)に設置が必要です。(煙式火災警報器)

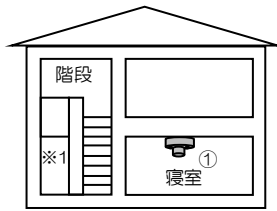
住宅用火災警報器の主な設置例

1階建ての場合

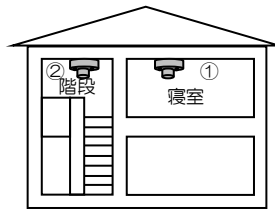


2階建ての場合

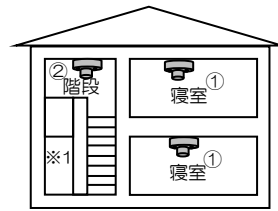
寝室:1Fのみ



寝室:2Fのみ

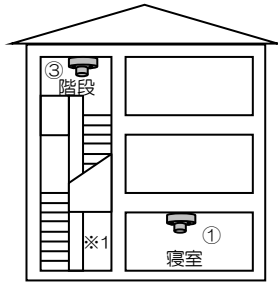


寝室:1F・2F

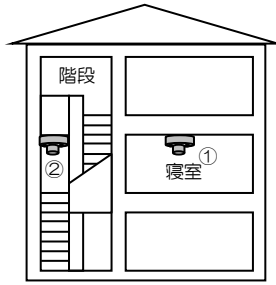


3階建ての場合

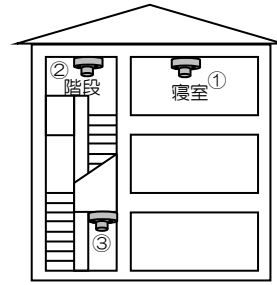
寝室:1Fのみ



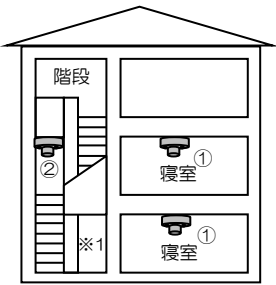
寝室:2Fのみ



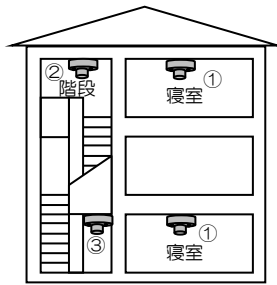
寝室:3Fのみ



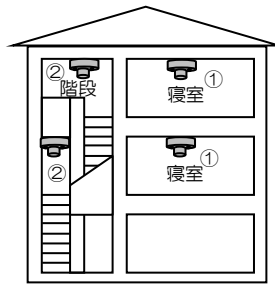
寝室:1F・2F



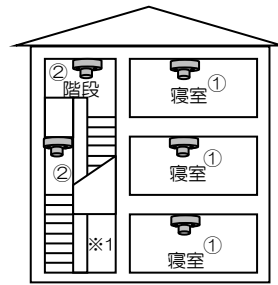
寝室:1F・3F



寝室:2F・3F



寝室:1F・2F・3F



警報器を設置する必要がなかった階で寝室以外の部屋が5以上ある場合



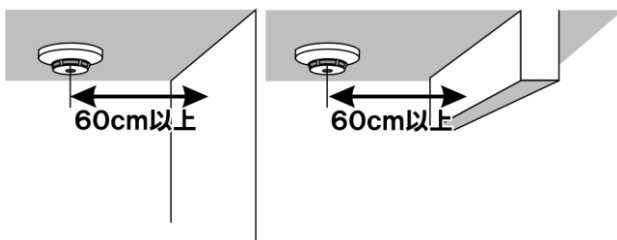
☎：住宅用火災警報器設置場所

①～④の丸数字と※1は左ページ『住宅用火災警報器はどこに設置するの?』に示した①～④、※1にそれぞれ対応していますので、ご覧下さい。

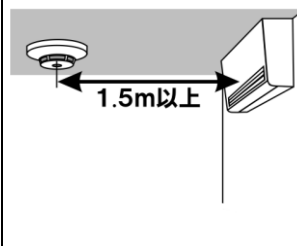
設置上の注意点は?

《天井の場合》

住宅用火災警報器の中心を壁・はりから60cm以上離します。



エアコンまたは換気口などの空気吹出し口から1.5m以上離します。



《壁面の場合》

住宅用火災警報器の中心が天井から15～50cmの範囲になるように取り付けます。

